

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年 7月 31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都杉並区高井戸東3丁目8番13号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 代表取締役社長 島本 国一			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	98 台	0 台	0 台	98 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	0 台	0 台	0 台	0 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・事業所で所有している冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検マニュアルを作成し、それに基づき簡易点検を実施しております。 ・管理する第一種特定製品については書面にて点検記録の保存を行い、関係社員のだれもがいつでも閲覧できる様、共有の戸棚に管理しております。			
	廃棄時	・第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が登録を打っている第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼するよう、マニュアルにまとめ運用しております。 ・廃棄後も点検記録簿の保存を書面を用いて管理しており、点検記録簿を閲覧できる体制をとっております。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・事業所で所有しているエアコン全てに対して。下記の前の6月に簡易点検を実施し、異音の発生等がないか確認しております。 ・管理する業務用冷凍機器にはメーカーにて保守点検を行い不具合発生箇所については都度修繕を実施しております。			
	廃棄時	・充填回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し、第一種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理された事を確認しております。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トップランナー機器）を導入致します。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。